

新基本法コンメンタール地方自治法 訂正表

頁数	誤植箇所	修正後
p 8	右列下から 2 行目 福田内閣から吉田内閣	福田内閣から麻生内閣
p 9	左列 2 行目 菅内閣	菅内閣
p 11	左列 4 行目 内閣関係	内閣府関係
p 42	左列 10 行目 内務大臣	内閣総理大臣
p129	右列 2 行目、4 行目、7 行目、8 行目 付属機関	附属機関
p 172	右列 6 行目 (ア) 長は (イ) ただし、	(1) 長は (2) ただし、
p 189	右列下から 14、15 行目 決裁	決裁
p 201	右列 14 行目 (地方自治法 179 号)	(地方自治法 179 条)
p 289	右列 3 行目 3 監査委員会による	3 監査委員による (「会」をトル)
p 297	左列下から 2 行目 (1) <u>随意契約の意義と締結要件</u>	(1) 意 義 (下線部をトル、意と義の間に半角)
同 上	右列 5 行目 ～デメリットが存する。 随意契約は、～	右列 5 行目と 6 行目の間に、(2) <u>締結条件</u> ～デメリットが存する。 (2) 締結条件 随意契約は、～
同 上	右列下から 7 行目 <u>依然として</u> 、随意契約として～	依然、随意契約として～ (下線部をトル)

p 332	左列下から 1 8 行目 大阪府水道局	大阪府水道部 （「局」を「部」）
p 334	左列下から 23 行目 右列 21 行目 出訴期間	期間制限 （出訴をトル、期間のあとに制限）
p 529	右列下から 5 行目 同法案	同法

株式会社 日本評論社（2012年1月24日）